

入札説明書

日本下水道事業団(以下「事業団」という。)による令和5年度磐南浄化センター高分子凝集剤購入(1t当り)単価契約に係る入札公告(役務業務)に基づく一般競争入札等の手続きについては、関係規定に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和5年2月1日
2. 契約職等 日本下水道事業団 契約職 東海総合事務所長 小堀 憲司
愛知県名古屋市中区徳川1丁目15番30号
3. 業務概要
 - (1) 業務名 令和5年度磐南浄化センター高分子凝集剤購入(1t当り)単価契約
 - (2) 業務場所 日本下水道事業団 東海総合事務所 磐田分室(磐南浄化センター内)
 - (3) 業務内容 本業務は、磐南浄化センターにおける高分子凝集剤の購入に係る業務である。
 - (4) 履行期間 令和5年4月1日から 令和6年3月31日 まで
 - (5) その他 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
4. 競争参加資格

本業務に係る競争に参加するのに必要な資格を有する者とは、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、契約職による本業務に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

 - (1) 物品購入等競争参加者の選定等に関する達(平成7年12月4日付達第23号。以下「達」という。)第2条第1号から第6号までの規定に該当しない者であること。
 - (2) 日本下水道事業団(以下「事業団」という。)において、達に基づく一般競争参加資格の認定(業種区分の「1. 物品等の製造(卸売・小売)又は製造1-(リ)その他」においてA等級、B等級又はC等級を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
入札公告時において当該資格の認定を受けていない者については、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。
 - (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
 - (4) 静岡県内に本店、支店、または営業所が所在すること。
 - (5) 事業団から「物品購入契約等に係る指名基準の明確化等について(平成11年2月24日付総会発第86号。)」に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (6) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ①資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - 1) 親会社と子会社の関係にある場合
 - 2) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ②人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

5. 担当部署

- ① 競争参加資格確認申請書の受付及び競争参加資格の確認及び競争参加資格確認資料に関すること。

〒438-0215 静岡県磐田市小中瀬956-1

日本下水道事業団 東海総合事務所 磐田分室(磐南浄化センター内)

電話 0538-66-7412 FAX 0538-66-7411

- ② 入札執行及び契約締結に関すること。

〒461-0025 愛知県名古屋市東区徳川1丁目15番30号

日本下水道事業団 東海総合事務所 総務・協定課

電話 052-977-3811 FAX 052-977-3817

6. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書および資料を提出し、契約職から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

①期間 令和5年2月1日(水)から令和5年2月20日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。

②場所 5. ①に同じ。

③方法 提出場所へ持参又は郵送等により提出することとし、ファックスによるものは受け付けない。郵送等による場合は、提出期日の前日(その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその前日)までの消印があるものを有効とする。

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

- (3) 資料の提出はない。

- (4) 競争参加資格の確認の結果は 令和5年2月24日(金) までに通知する。

- (5) その他

①申請書および資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②契約職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書及び資料は、返却しない。

④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤本入札説明書を申請書及び資料の作成以外の目的で使用してはならない。

⑥申請書及び資料に関する問い合わせ先5. に同じ。

7. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

①期限 令和5年3月3日(金) 16時00分

②場所 5. ①に同じ。

③方法 提出場所へ持参又は郵送により提出することとし、ファックスによるものは受け付けない。

(2) 契約職は、説明を求められたときは、令和5年3月7日(火)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

①期間 令和5年2月3日(金)から令和5年2月27日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで。

②場所 5. に同じ。

③方法 提出場所へ持参又は郵送により提出することとし、ファックスによるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり掲示する。

①期間 令和5年2月28日(火)から令和5年3月3日(金)まで

②場所 日本下水道事業団 東海総合事務所

9. 入札の日時及び場所

(1) 日時: 令和5年3月6日(月) 13時15分

(2) 場所: 日本下水道事業団 東海総合事務所 磐田分室(磐南浄化センター内)

10. 入札方法等

(1) 入札書(別紙様式第1)は持参すること。郵送及びファックスによるものは受け付けない。

(2) 落札者の決定方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回とする。

(4) 契約締結日及び履行期間は 令和5年4月1日 からとする。

ただし、4月1日までに令和5年度の日本下水道事業団予算が国土交通大臣の認可を受けることができなかった場合は、契約締結日は、認可を受けた日とする。

11. 入札保証金及び契約保証金 免除

12. 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

13. 入札の無効

4. に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに現場説明書及び入札心得書(URL:<https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/bannan/bannanjouhou.html>)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約職により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の時に指名停止を受けているものその他開札の時に4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

14. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

15. 契約書作成の要否等

契約書案により、契約書を作成するものとする。

16. 支払条件 前払金 なし 業務完了後支払いを行う。

17. 再苦情申立て

(1) 契約職からの競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明に不服がある者は、契約職からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面(様式は自由。ただし、代表者等の記名押印を要する。)により、理事長に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては日本下水道事業団入札監視委員会が審議を行う。

(2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

①窓口受付: 5. ①に同じ。

②受付時間: 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。

18. 関連情報を入手するための紹介窓口

5. ①、②に同じ。

19. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書(URL: <https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/bannan/bannanjouhou.html>)及び契約書案を熟読し、遵守すること。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、本契約の解除及び指名停止を行うところがある。

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

日本下水道事業団
契約職 東海総合事務所長
小堀 憲司 殿

住所

会社名
代表者氏名 印

令和5年2月1日付けで入札公告のありました、(令和5年度磐南浄化センター高分子凝集剤購入(1t当り)単価契約)に係る一般競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については事実と相違ないこと及び同公告2.(6)(資本的・人的関係)に該当しないことを誓約します。

記

1 JSにおける一般競争入札参加資格(業種区分)

業種区分	等級
1-(リ)	

2 入札説明書に定める確認書類(提出を求めた場合のみ)

・静岡県内に本店、支店、又は営業所が所在していることが確認できる書類

3 申請書及びに資料に関する問合せ先申請書及び資料に関する問合せ先

担当者氏名 :
担当部署 :
電話番号 :
FAX番号 :

委任状

私は（所属・氏名）を代理人と定め、日本下水道事業団 契約職 東海総合事務所長 小堀 憲司 の発注する、令和5年度磐南浄化センター高分子凝集剤購入（1t当り）単価契約に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札及び見積に係る一切の件

代理人 使用印鑑	印
-------------	---

以上

令和 年 月 日

所在地

会社名

代表者名

代表者
印

日本下水道事業団
契約職 東海総合事務所長 小堀 憲司 殿

- 【注】
1. 部 数 1部
 2. 用 紙 日本工業規格A4判縦とする。
 3. そ の 他 委任事項は明確に記入すること。

入札書

¥

(件名) 令和5年度磐南浄化センター高分子凝集剤購入(1t当り)単価契約

日本下水道事業団物品購入等一般競争契約入札心得及び現場説明書等を承諾の上入札します。

令和 年 月 日

所在地

会社名

代表者名

代表者
印

日本下水道事業団
契約職 東海総合事務所長 小堀 憲司 殿

- (注)
- 入札金額は、アラビア数字で記載すること。
 - 用紙の大きさは日本工業規A4判縦とする。

契 約 書 (案)

件 名 令和5年度磐南浄化センター高分子凝集剤購入(1t当り)単価契約
契約期間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
契約金額 ￥ 決定後記載 円/単位(税抜) .—
(なお取引の際は、上記金額に消費税及び地方消費税を加えた額を用いるものとする)
契約保証金 免 除
納入場所 静岡県磐田市小中瀬956番地1 磐南浄化センター

上記について、日本下水道事業団 契約職 東海総合事務所長 小堀 憲司 を買主(以下「甲」という。)とし、〇〇〇〇会社 以下「乙」という。)として、下記条項並びに仕様書等に従い本契約を締結する。

(総則)

第1条 この契約に定める条件に従い、乙は、別紙仕様書に基づき頭書の契約期間内に頭書の契約代金をもって、頭書の納入期限内に、頭書の納入場所において甲に引渡し、甲はその代金を支払うものとする。

(納入)

第2条 乙は、契約期間中甲の発注のあるごとに、そのつど指定する期限までに納入するものとする。この場合、乙は直ちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。
2 乙は、地震その他の非常時又は緊急時においては、甲に対して、当該物品の迅速かつ安定的な供給の確保を行うものとする。

(検査及び引渡)

第3条 甲は、乙が物品を納入したときは、その日から10日以内に物品の検査を行わなければならない
2 甲は、検査の結果合格と認めるときは、乙から物品の引渡しを受けるものとし、引渡しが完了したときをもって所有権移転の時期とする。
3 乙は、物品が第一項の検査に合格しないときは、直ちに取替え又は補修をして甲の検査を受けなければならない。この場合において、取替え又は補修の完了を納入の完了と見なし前2項の規定を適用する。
4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を甲に引渡すものとする。

(支払)

第4条 乙は、前条による引渡しを完了したときは、請求書を提出しなければならない。甲は、乙から請求書を受領した日から起算して30日以内にその代金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第5条 甲は、第3条第4項の引渡し完了の日から12か月間、乙に対して、引渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、成果物の補正又は代替物の引渡しとともに、履行の追完を請求できる。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものではないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第6条 甲は、引き渡された成果物に関し、第3条第4項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については、適用しない。
- 7 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書の記載内容又は甲の指示等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその記載内容又は指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(納入期日の延長)

第7条 乙は、第2条の期間内に物品を納入できないときは、あらかじめ甲に対し、事由を付して納入期日の延長を申し出ることができる。

- 2 甲は、前項の申請により正当な事由があると認めるときは、その延長を承認することができる。

(延滞金)

第8条 甲は、前条により納入期日の延長を認めた場合でも、その延期の原因が乙の責任であるときは、契約金に対して延長日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額を延滞金として徴収するこ

- 2 甲の責に帰する事由により第4条の規定する代金の支払いが遅れた場合には、乙は甲に、契約金に対して延長日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額を延滞金として請求することができる。

(契約の解除)

第9条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲が契約を解除したときは、契約金額の10分の1を違約金として、甲が指定する期限までに納付しなければならない。

(その他)

第10条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲	住所	愛知県名古屋市東区徳川1丁目15番30号
	氏名	日本下水道事業団
	契約職	東海総合事務所長 小堀 憲司
乙	住所	
	氏名	